

滞納整理事務の集中化の実施について

滞納整理事務におきましては、効果的かつ効率的な事務運営を実施するため、地理的条件等を踏まえた集中化に取り組んでおります。令和5年7月10日以降、下記のとおり滞納整理事務の集中化を実施することとなりましたので、ご案内いたします。

記

税 務 署 名	
実施署（相談窓口）	対 象 署
高 岡	砺 波
金 沢	七 尾、輪 島
小 松	松 任
福 井	大 野、三 国

(注) 金沢税務署、七尾税務署、輪島税務署、小松税務署及び松任税務署は、令和5年7月から新たに実施する税務署となります。

<滞納国税に関する相談窓口(令和5年7月10日～)>

○七尾税務署及び輪島税務署管内の納税者

金沢税務署 徴収第三部門 (電話：076-261-9994(ダイヤル))

○松任税務署管内の納税者

小松税務署 徴収部門 (電話：0761-23-5903(ダイヤル))

※ 対象署の税務署での相談をご希望の方 (事前予約のご案内)

徴収担当職員が常駐していないことから、対象署の税務署での相談をご希望の方は、事前に電話で相談日時をご予約いただいております。